

平成29年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年2月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 平成29年2月24日（金）午後1時30分から午後1時58分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員 （20人）

会長： 1番： 花野 隆雄	会長代理：
委員： 3番： 榎本 太	委員：
委員： 5番： 水澤 正明	委員： 6番： 大沼 和雄
委員： 7番： 松村 智	委員： 8番： 増子 強
委員：	委員： 10番： 佐藤 陽子
委員： 11番： 白塚 幸二	委員： 12番： 川上 勝之
委員： 13番： 馬場 勝	委員： 14番： 森田 謙
委員： 15番： 緒形 文一	委員： 16番： 志村 政美
委員： 17番： 小熊 威	委員： 18番： 南波 雅子
委員： 19番： 小泉 六助	委員： 20番： 桐生 正男
委員：	委員： 22番： 佐藤 常男
委員： 23番： 羽田野 正明	委員： 24番： 田村 信秀
- 4 欠席委員（4人） 2番： 南波 快和 4番： 西奈美 公平 9番： 榎本 喜作
21番： 忠 貞夫
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦
- 7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 2 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 20 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5 番水澤正明委員、6 番大沼和雄委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、1 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>1 月 27 日、胎内市農業再生協議会総会が市役所 5 階和室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 1 日、にいがた女性農業委員の会役員会が県信連第 2 分室で開催され、南波雅子委員が出席してございます。</p> <p>2 月 6 日、農業委員会役員等研修会が新潟県自治会館で開催され、8 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>2 月 10 日、胎内市認定農業者会築地支部集会が開催され、6 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>2 月 11 日、胎内市認定農業者会中条支部集会が開催され、3 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>同日、胎内市認定農業者会乙支部集会が開催され、5 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>2 月 12 日、胎内市認定農業者会黒川支部集会が開催され、6 名の委員さんに出席していただきました。</p> <p>2 月 14 日、新潟県農業会議第 11 回常設審議委員会が J A ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 15 日、農業者年金受給者連盟総会が植木屋で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 17 日、2 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>2 月 20 日、下越地区農業委員会連絡協議会第 1 回理事会及び定例総会、地域別農業委員会会長・事務局長会議が白山会館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>2 月 22 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会農業委員研修会を聖籠町公民館で開催し、18 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。 議案書1ページでございます。 第1号議案は、経営の拡大のための売買が1件で、羽黒地内の田を総額で〇〇〇〇円、10aあたり〇〇〇〇円で売買するものであります。 なお売買価格につきましては、贈与でもかまわないという譲渡人の意向や申請地の条件などが考慮され、この価格に設定されたものであります。 第1号議案につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、19番小泉六助事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
19番	<p>それでは、第1号議案をご報告いたします。 去る2月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。 第1号議案は、経営の拡大のための売買が1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、価格が低いように感じられますが、価格は審査項目ではありませんし、両者合意の価格でもあり、申請書類においても許可相当と認められますので、事前審査会では許可相当と判断いたしました。本総会での皆さまのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p>

議案書 1 ページ中段でございます。

第 2 号議案については、住宅建設のための転用が 2 件、資材置き場整備のための転用が 1 件、太陽光発電施設の建設のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件、砂利採取のための一時転用が 2 件の合計 7 件であります。1 番の案件につきましては、西本町地内の第 3 種農地に個人住宅を建設するための転用で、売買価格は坪 〇〇〇〇円とするものであります。2 番の案件につきましては、あかね町地内の第 3 種農地に個人住宅を建設するための転用で、議案書の上の 1 筆が親子間における使用貸借、下の 2 筆が親族間での贈与によるものであります。3 番の案件につきましては、鴻ノ巣地内の第 3 種農地を資材置場として利用するための転用で、兄弟間での贈与によるものであります。4 番の案件につきましては、高畑地内の第 2 種農地に太陽光発電施設を建設するための転用であり、売買価格は 10 a あたり 〇〇〇〇円とするものであります。5 番の案件につきましては、築地地内の農用地区域内の畑において山砂を採取するための一時転用で、所要面積は 8,391 m²、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。6 番の案件につきましては、高野及び古舘地内の農用地区域内の田において砂利採取をするための一時転用で、所要面積は 14,434 m²、採取期間は本年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までとするものであります。7 番の案件につきましては、高野地内の農用地区域内の田において砂利採取をするための一時転用で、平成 27 年 11 月 2 日付けで許可された事業の計画変更であります。変更内容は、骨材需要の減少から採取が進まなかったため、事業期間を 3 か月延長するものであります。

以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・転用時期・資金計画等、申請内容は転用許可条件を満たしております。

4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

第 2 号議案の事前審査結果について、19 番小泉六助事前審査委員長から報告をお願いします。

19 番

それでは、第 2 号議案をご報告いたします。

第 2 号議案は、住宅建設のための転用が 2 件、資材置き場整備のための転用が 1 件、太陽光発電施設の建設のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件、砂利採取のための一時転用が 2 件の合計 7 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、4 番から 7 番については業者から説明を受け、周辺農地への影響などを確認しましたし、4 番と 5 番については現地を確認しましたが事前着工もありませんでした。したがって、1 番から 7 番まで申請内容に特に問題はなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。

ご質疑願います。

	<p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については事前審査委員長報告のとおり、1番から4番までは県農業会議に諮問せずに許可し、5番と6番は許可相当として県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可し、7番は許可相当として県に進達することにご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p> <p>議長 異議なしと認めます。 よって、第2号議案の1番から4番までについては、県農業会議に諮問せずに許可し、5番と6番については許可相当として県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可し、7番については許可相当として県に進達することに決定いたしました。 次に第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 第3号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 初めに第3号議案の1番から94番を審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の1番から94番までをご説明いたします。 1番から94番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが9件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが4件、再設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが21件、再設定するものが54件、使用貸借による権利を新規に設定するものが3件、再設定するものが1件であります。 それでは、5ページをお願いします。 1番から8番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から22,000円とするものであります。 次に6ページをお願いします。 9番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は25,000円とするものであります。 10番から13番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から23,000円とするものであります。14番と15番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円とするものであります。16番は、労力不足を理由として認定農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は30,000円とするものであります。 7ページをお願いします。 17番から24番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を新規に設定する</p>

もので、期間は5年間から10年間、10aあたりの賃貸料は、17番から21番が16,000円から26,000円、22番から24番がコシヒカリ70kgとするものであります。

8ページをお願いします。

25番と26番は、後継者への経営移譲と労力不足を理由として使用貸借による権利を新規に設定するもので、期間はそれぞれ20年間、3年間とするものであります。27番から32番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を新規に設定するもので、期間は5年間から10年間、10aあたりの賃貸料は27番から29番が5,000円から9,000円、30番から32番がコシヒカリ30kgとするものであります。

9ページをお願いします。

33番から38番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を新規に設定するもので、期間は3年間から5年間、10aあたりの賃貸料はコシヒカリ30kgとするものであります。39番は労力不足を理由として5年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。40番は、労力不足を理由として10年間の賃借権を再設定するもので、10aあたりの賃貸料を26,000円とするものであります。

10ページをお願いします。

41番から48番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から10年間、10aあたりの賃貸料は41番から46番が17,000円から25,000円、47番と48番がコシヒカリ120kgとするものであります。

11ページをお願いします。

49番から56番は、労力不足を理由として認定農業者に賃借権を再設定するもので、期間は5年間から10年間、10aあたりの賃貸料は49番、55番、56番がコシヒカリ120kg、50番から54番が25,000円から30,000円とするものであります。

12ページをお願いします。

57番から64番は、労力不足を理由として認定農業者に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から10年間、10aあたりの賃貸料は57番がコシヒカリ70kg、58番から64番が20,000円から30,000円とするものであります。

13ページをお願いします。

65番から72番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から10年間、10aあたりの賃貸料は18,500円から24,000円とするものであります。

14ページをお願いします。

73番から80番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から10年間、10aあたりの賃貸料は12,000円から17,000円とするものであります。

15ページをお願いします。

81番から88番は、労力不足を理由として認定農業者等に賃借権を再設定するもので、期間は2年間から5年間、10aあたりの賃貸料は81番から85番が10,000円から11,000円、86番から88番がコシヒカリ100kgから120kgとするものであります。

16ページをお願いします。

89番から93番は、労力不足を理由として認定農業者に賃借権を再設定するもので、期間は3年間から10年間、10aあたりの賃貸料はコシヒカリ30kgから90kgとするものであります。94番は、経営移譲のために20年間の使用貸借による権利を再設定

	<p>するものであります。</p> <p>以上、第3号議案の1番から94番のいずれの案件も農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の1番から94番の事前審査結果について、19番小泉六助事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
19番	<p>第3号議案の1番から94番についてご報告いたします。</p> <p>1番から94番までの案件は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが9件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが4件、再設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが21件、再設定するものが54件、使用貸借による権利を新規に設定するものが3件、再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から94番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第3号議案の1番から94番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案の1番から94番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の95番から99番を審議いたします。</p> <p>なお、___番___委員、___番___委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の95番から99番をご説明いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>95番から99番の案件は、賃借権を新規に設定するものであります。</p>

	<p>95 番と 96 番は、労力不足を理由として認定農業者に 6 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 120kg とするものであります。</p> <p>17 ページをお願いします。</p> <p>97 番は、労力不足を理由として認定農業者に 6 年間の賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>98 番と 99 番は、法人への利用権の一本化などを理由として賃借権を新規に設定するもので、期間は 6 年間で 9 年間、賃貸料は 20,000 円と 16,000 円とするものであります。</p> <p>以上、第 3 号議案の 95 番から 99 番は、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の 95 番から 99 番の事前審査結果について、19 番小泉六助事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
19 番	<p>第 3 号議案の 95 番から 99 番について、ご報告申し上げます。</p> <p>95 番から 99 番の案件は、賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会では承認相当と判断しましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の 95 番から 99 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
3 番	<p>ひとつ、確認の意味もあるので、聞かせてください。</p> <p>98 番、99 番の移動の理由のところ、その他という形で書いていますが、新規で挙がっているにもかかわらずその他ということは、書面上ちょっとどうかと思って質問しました。はっきりした内容があるならその内容で。記載がまずいならしかたないですけれど。どういうものか教えてください。</p>
事務局	<p>はい。説明の時に法人への一本化ということでお話したのですが。表現としては一般的に、労力不足とかが多かったためにそのようにいたしました。今後また、どの表現が良いのか考えさせていただきます。理由といたしましてはそういう理由、一本化ということでございます。</p>
3 番	<p>別にそれ、書いても問題ないでしょ。</p>
事務局	<p>そのへんまた今後、表現方法は考えさせていただきます。</p>
3 番	<p>はい。そうしてください。</p>

議長	他にございませんでしょうか。
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の95番から99番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の95番から99番については、承認することに決定いたしました。 以上で、日程第3の第1号議案から第3号議案までの審議を終了いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了致しました。 これを持ちまして、平成29年2月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年2月24日

議長

5番

6番
